

那覇市立の地域学校連携施設におけるWi-Fi利用ガイドライン

令和5年10月18日

那覇市教育委員会生涯学習課

このガイドラインは、那覇市立の地域学校連携施設（以下「地域連携室」という。）におけるWi-Fiの利用に関し必要な事項を定めたものである。

1 Wi-Fi利用の基本方針

地域連携室におけるWi-Fiの利用については、利用者（学校を含む。以下同様）の個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。））を遵守するとともに、生涯学習の振興と地域コミュニティづくり及び本市が実施する各事業に係る地域の活動拠点としての活用の推進に寄与し、学校と地域との連携・交流の充実を図り、利用者の情報活用能力の育成に努めることとする。

2 Wi-Fi利用サービスの内容

利用者は、地域連携室に配備されているWi-Fiを無料で利用することができる。

3 利用条件

- (1) 地域連携室内のWi-Fiを利用できる者は、地域連携室の利用者とする。
- (2) 利用者は、自己の責任と負担において、本サービスを利用するために必要な通信機器等を準備するものとする。
- (3) 利用者が本サービスの利用を開始した場合、本ガイドラインのすべての内容に同意したものとみなす。

4 機器の管理及び使用について

- (1) Wi-Fiモバイルルーターは、地域連携室内で利用する（持ち出してはならない）。
- (2) 機器や通信等の不具合が生じた場合、利用者は、速やかに那覇市教育委員会生涯学習課（以下「生涯学習課」という。）に報告する。
- (3) Wi-Fiモバイルルーターの使用法については、別紙マニュアルに示す。
- (4) 故意または過失によって、Wi-Fiモバイルルーターを破損、盗難、滅失、その他使用不可の状態にした利用者は、その損害を賠償しなければならない。

5 管理責任者

- (1) 地域連携室におけるWi-Fiの利用に関する管理責任者は、那覇市教育委員会生涯学習課長（以下「生涯学習課長」という。）とする。
- (2) 生涯学習課長は、Wi-Fi利用の適正を図るため、当ガイドラインの内容について利用者に周知する。

6 禁止事項

利用者は、ネットワークの健全な活用を行うために、次に挙げる行為をしてはならない。

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 企業や商品などを宣伝または誹謗・中傷する行為
- (3) 教育基本法及び社会教育法で禁止されている営利・政治・宗教活動に関する行為
- (4) 学校等公的機関の品位を傷つける行為

- (5) 虚偽の情報を発信する行為
- (6) 他人の名誉を傷つけたり誹謗・中傷したりする行為
- (7) 第三者の著作権やその他の権利を侵害する行為
- (8) ネットワークの正常な運用を妨害する行為
- (9) 生涯学習活動、学校教育活動及び地域活動に関わりのない私的な通信等の行為
- (10) 児童等の健全な育成を妨げる恐れのある行為
- (11) その他、法令に違反し、若しくは違反するおそれのある行為または管理責任者が不適切であると判断する行為

7 自己責任の原則

利用者は、上記禁止事項に該当する利用者の行為によって学校、那覇市及び第三者に損害が生じた場合、損害賠償等すべての法的責任を負うものとし、学校及び那覇市に迷惑をかけないものとする。

また、利用者は、本サービスを利用してアップロードまたはダウンロードした情報またはファイルに関連して、何らかの損害を被った場合または何らかの法的責任を負う場合においては、自己の責任においてこれを処理し学校及び那覇市に対して何ら請求もなさず、迷惑をかけないものとする。

8 運用の変更、停止、廃止等

- (1) 本サービスは、故障、保守、その他の理由により、予告なく停止できるものとする。
- (2) 本サービスは、利用者に通知することなく内容の変更、停止及び廃止を行うことができるものとする。

9 免責事項

- (1) 那覇市及び通信提供会社は、Wi-Fiの利用に関連して利用者に生じた損害について、一切の責任を負わない。
- (2) 那覇市及び通信提供会社は、提供するWi-Fiが、利用者が使用する通信機器等に適合するか否かについて、一切保証しない。